法第４０条、岐阜県建築基準条例第６条（がけに近接する建築物の制限）

がけ近接建築物制限における２段の擁壁等の扱い

１．２段の擁壁の扱い

①　図で、H1≦５ｍ、H2≦５ｍの場合

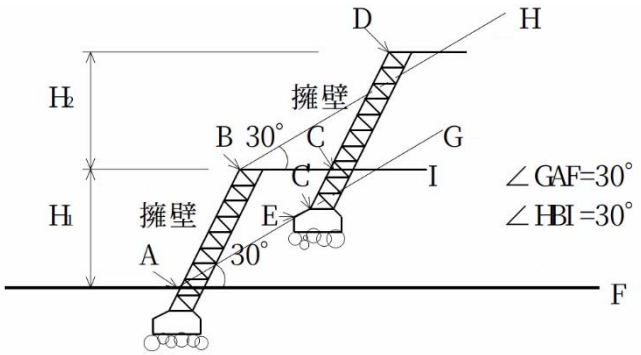
ア．Ｃ点がＡＧより上にあり、Ｅ点がＡＧより下にある場合は、擁壁ＡＢと擁壁Ｃ’ＣＤは別の擁壁として扱う。

イ．Ｃ点がＡＧより下にある場合は、擁壁ＡＢと擁壁Ｃ’ＣＤは別の擁壁として扱う。

②　図で、H1＋H2≦５ｍの場合

ア．Ｄ点がＢＨより下にあり、Ｅ点がＡＧより上にある場合は、擁壁ＡＢと擁壁Ｃ’ＣＤは別の擁壁として扱う。

イ．Ｄ点がＢＨより上にあり、Ｅ点がＡＧより上にある場合は、擁壁ＡＢ及び擁壁Ｃ’ＣＤは安全でないとして扱う。ただし、擁壁ＡＢが鉄筋コンクリート造等であり、擁壁Ｃ’ＣＤによる影響について、擁壁ＡＢの安全性が構造計算により確かめられた場合はこの限りでない。



２．擁壁の上部にがけがある場合の扱い

①　図で、２ｍ＜H1≦５ｍ、H2≦２ｍの場合

ア．Ｃ点がＡＧより上にあり、ＤＥがＢＨより下にある場合は、ＣＤはがけとして扱わない。ただし、擁壁ＡＢが工作物の確認又は宅地造成等規制法の許可を受けていない場合は、ＡＢＣＤは高さH1＋H2 の一体のがけとして扱う。

イ．Ｃ点がＡＧより下にある場合は、擁壁ＡＢとがけＣＤＥは別のものとして扱う。

②　図で、２ｍ＜H1≦５ｍ、H2＞２ｍの場合

ア．Ｃ点がＡＧより上にあり、Ｄ点又はＥ点がＢＨより上にある場合は、擁壁ＡＢは安全でなく、ＡＢＣＤは高さH1＋H2 の一体のがけとして扱う。

イ．Ｃ点がＡＧより下にある場合は、擁壁ＡＢとがけＣＤＥは別のものとして扱う。

③　図で、擁壁ＡＢが公共事業により築造され、H2＞２ｍの場合

ア．擁壁の管理者との協議により擁壁ＡＢの安全性が確かめられた場合は、ＣＤのみをがけとして扱う。

